

第1回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第1回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年2月14日(火)午後6時30分から午後8時22分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員、
会議内容	委嘱書交付 正・副委員長の互選 諮問 議事 (1)講演(住民投票とは) (2)委員会の進め方について
会議資料	1 川口市市民投票条例策定委員会委員名簿 2 川口市市民投票条例策定委員会条例 3 川口市自治基本条例の手引き 4 講演資料
発言内容	1 開会(午後6時30分) 事務局 川口市の審議会は原則公開となっており、当委員会についても原則公開としたい。 傍聴については、委員会が始まる前に傍聴希望があった場合は、会議の冒頭で報告し、入室していただく。会議途中の場合は、所定の手続き後、随時入室していただくという取り扱いとしたい。 本日の会議を傍聴したい旨の申出が1名から提出されているので、これより入室していただく。 それでは、これより第1回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 2 委嘱書交付 岡村市長から各委員に対し委嘱書が交付された。 3 あいさつ

市長

お忙しい中ご参集いただき感謝を申し上げます。

本日、川口市市民投票条例策定委員会を発足し、ただいま15名の委員の方に委嘱書を交付させていただきました。

ご案内のとおり、平成21年4月に自治基本条例を施行し、その中で条例を別に定めるものが4つあった。一つは自治基本条例運用推進委員会条例であり、すでに2度答申をいただいている。さらに、協働推進条例と市民参加条例については、それぞれの策定委員会において条例案が策定され、この3月議会に提出する運びである。そして、4つ目の条例がこの市民投票条例であり、策定されると予定されていた全ての条例が施行され自治基本条例が補完されるということになる。

地方分権が叫ばれて久しく経つが、私は、分権が進むということは、行政主導ではなく、自分たちがこのまちを作っていくという意識が市民の中に根を張り、市民がそれを意識して行動することだと思っている。そのために行政はそのPRをすることが役割である。

私は、常日頃、「まちはみんなで作るもの」と申し上げている。市民投票は、まちづくりに市民の意思を反映させるために、民意を問うための大事な制度と考えている。

この委員会は4名の公募の市民の方に参加いただいているが、この4名の枠に対して16名の応募があったと聞いている。市民のみなさんの関心の高さがうかがえる。

委員の皆様には、貴重なお時間をいただきながら策定していただくわけで、改めてよろしくお願ひ申し上げたい。

4 自己紹介

各委員が順に自己紹介を行った。

5 正・副委員長の互選

互選の結果、委員長に金井委員、副委員長に三宅委員、齋藤委員が選出された。

6 諮問

岡村市長より、市民投票条例の策定について本委員会への諮問が行われた。

7 正・副委員長あいさつ

事務局

それでは、ここで正副委員長にごあいさつをいただきたいと思う。

委員長

委員長という大役に、微力ではあるが皆様のご協力をいただきながらすすめていきたい。

市民投票条例は全ての自治体で制定されているものではないが、決して珍しい制度ではない。川口市においても自治基本条例第30条で定められており、これは市民の意思の表れである。しかし、この条例は危険を伴う側面もあるため、策定には市民の英知が問われている。

国においては、自治法の改正の中で住民投票制度の導入の動きがあったが、これにブレーキがかかった。これは各自治体が独自性のあるものを策定すべし、という国のメッセージとも受け取れるので、是非、川口市に相応しい、川口市民にとってベストな条例を皆様とともに策定していきたいと思うのでご協力をお願いしたい。

副委員長

行政法を専門としているので、法律学的な観点でお手伝いしたい。策定にあたっては、自治基本条例に基づき策定していくことで自治基本条例との関連性、自治基本条例に基づくしばりの観点を注視していきたい。

副委員長

二元代表制のもと、市民投票条例がうまく折り合いのつけられる条例となることが望ましいと思っている。

事務局

それでは、事務局を務めさせていただく職員を紹介する。

(企画財政部長から順に自己紹介)

8 議事

事務局

それでは、これからの議事については、金井委員長に進めていただく。

事務局

それでは、はじめに、市民投票に関する皆さんの考えを一人ずつ発言いただきたい。

副委員長

本質的には、現行の制度を使う。その上で、市民投票条例がうまく合致できれば理想的な制度となる。国は住民投票制度の確立を頓挫したが、現行の制度に民意を反映させるという点では評価をしているので、川口市に相応しい制度を策定することが腕の見せどころとなる。

副委員長

市民投票制度は、市民の生の声（エネルギー）が出てくるものである。ただ、制度が整備されても原則は二元代表制であるため、市民投票制度の良い面を活かし、市民全体の利益のための意思決定となるものにしたい。

委員

若い世代は市民投票制度について興味を持っていない人が多い。その人たちの声をどう市政に届けるか。民意を反映する意味でたいへん重要な条例であり条例ができてどう変わるのかと思っている。

委員

自治基本条例の手引きには、市民投票を実施する事項は「市民生活に重大な影響を及ぼす事項」であり、真にやむを得ない場合に市民の意思を把握する手段であるとしている。現実に即したバランスのとれた条例を作っていきたい。

委員

自治基本条例に立ち返り自治とは何か、また、自治に対する市民の意識や思いを受けて、さらに自治の種をまき根を拡げていける条例にしたい。

委員

本来は二元代表制により市民の声を市政に活かしていく運営をしなければならぬが、民意が反映されていないと言われる時代になってしまった。市民が直接声をあげる良い制度であり日本一の条例にしたい。

委員

自治基本条例を検討策定時より、憲法において日本は間接民主主義であり、市民投票制度は憲法に抵触する恐れがある為反対の立場であった。今は、危険な部分を排除した条例であれば制定も仕方ないと思っている。市民にとって有効な条例を慎重に整備するべきと感ずる。

委員

市民の意見が反映する良い制度であるのと同時に危険が伴う制度だと思っている。慎重に審議し、良い条例を策定したい。

委員

市民が市政に対して直接意見できる大切さと反面その怖さのある制度だと思うので、その点を考えながら策定していきたい。

委員

過去において、住民パワーが話題になった時期があり、それは将来的に良いだろうという事案が結果的にどうだったか疑問となったことがあった。民意は危険を伴う側面もある。私は市民投票条例策定において投票資格の年齢をどうするかという点が肝要だと考えている。

委員

市民投票制度は、市民が市政に関心、興味を持つきっかけになるもので、さらには国政への関心につながっていくものだと思う。

しかし、市民の声を聞いた結果、必ず良い行政施策が実施できるのか疑問もあるので、慎重に審議して策定したい。

委員

市民投票は、市民に一つの権利が与えられるものであるが、果たして市民はその権利を理解し、履行できるのか。私は、条例は整備されているが、首長、市議会議員による市政運営が市民にとって安心なものであることが理想であるので、市民投票は実施されないことが良いと思っている。策定にあたっては、詳細な部分まで慎重に議論しながら決定していくことにより、この制度の問題点を解決していくこともできると思う。

委員

大学1年(19歳)の子どもは選挙に興味を持っており、20歳未満でも投票権があってもいいのではないかとやっている。その意見に対し私は、やはりまだまだ経験が足りない、偏りがちな意見を持つ可能性もあるという点で心配ではないかと思った。私としては、年齢は慎重に審議するポイントだと思っている。

委員

自治基本条例第30条第2項の結果の尊重について、法的拘束力がないという前提にたてば、市民投票条例にリスクを伴うということで消極的な条例にすることはないと思う。市民にとって良い条例を策定すべきだ。

また、市民投票は補完的なもので、市議会で十分議論を尽くしても決定できない重要な事項に限り実施するべきと考えている。

委員長

次に、今後の会議をスムーズに進めていくため、市民投票の基本的な事項について三宅副委員長から講演をいただく。

副委員長

私は、大学で法律を教えており法学者という観点から川口市自治基本条例を説明し、そのうえで市民投票条例をどう策定していくか説明する。

まず、自治基本条例は自治体の憲法であると言われる点に着目し、日本国憲法の役割と構造と川口市自治基本条例との共通点をみていきたい。

日本国憲法の役割と構造について、資料では、国が国民一人ひとりに何をしているのか、国民は国にどのように作用しているのかを図にしている。国を上、国民を下に書いているが、どちらが上ということではない。国から国民へ向かう矢印では、国が国民に行う活動を表している。税の徴収や、社会福祉などである。一方、国民から国へ向かう矢印が表しているのは、国民一人一人が国をつくりあげる活動である。これは選挙により代表者を選んだり、国民参加等により国を作り上げている。

まず国が国民に対し活動を行うことで重要なことは、国の活動とは非常に危ないということである。顕著な例としては税徴収で、簡単に増税されたりすると困ることから、この様な国の活動をどのように食い止めるかがポイントになる。憲法では、権力分立により、例えば国の権力を国民に向けての大きな槍としたときに、槍を小さくするというで、立法権、行政権、司法権をばらばらにし、それぞれの組織に分属させている。

一方、国民から国へ向かう矢印は、国民が国をどのようにつくるかをあらわしている。その1つは選挙権・被選挙権の保障である。しかし選挙権・被選挙権を保障したとしても、投票率が低ければ、国民が国をつくることにはつながらないことから、国民がいかに選挙に参加するかが重要になってくる。では憲法で具体的にどう考えているかというと、象徴としての天皇の存在が、国民に対してやる気を起こさせると考えられている。天皇のためにがんばれということではなく、天皇を思いうかべることによって、

国を思いうかべ、国のために何をしなくてはならないのかということをも国民に想起してもらおうということであり、そこから国家を意識することを期待している。

では川口市ではどうかというと、川口市も同じ構造であると考えられる。川口市も税の徴収や社会福祉を実行する権限をもっていることから、市民にとっては危険な存在であるといえる。そういった危険な存在からどのように市民を守るか、あるいは市民をどのように参加させるのかということが、川口市自治基本条例の2つの方針である。これは日本国憲法と全く一緒で、1つめが市からの槍を市民はどのように盾で防ぐのかということである。同条例第7条に、市民の権利が規定されている。もう1つは、槍をどのように小さくするか、権力分立ということである。これも憲法と同じで、市長と議会に権力を割り振り、それぞれにチェックをさせている。また、市民から市への矢印についても、全く同じことがいえる。その1つが、市民の市政への参加の機会を保障することである。また、市民が市政へ興味をもつように、条例の前文に市の歴史や環境、成り立ちが書いてある。これによって川口市をイメージして欲しいというメッセージがある。

これを踏まえて、私なりの考えでは自治基本条例における市民参加は大きく分けて2通りある。

1つ目は、資料のア)の市の施策を実行する際に、自らが市長や議員になり決定権を行使する、また市の職員や審議会の委員となり行使していく参加の方法、2つ目は、同じくイ)の自らではなく市長や議員を選び、あくまでも一市民として外から決定権を行使していく参加である。

それでは、今後策定する市民投票条例はどちらに位置付くのか。これも私の考えではあるが、市民投票の結果が最終的に市の決定となるという点からア)の市民が市の構成員になる参加と考える。

ア)の市民が市の構成員になる参加には、市政を動かす際に、自分の意見だけでなく市全体を考慮した判断が求められる側面がある。

このことから、先ほどから危険な側面があるという意見が出ていたが、市民投票は、市全体のことを考えて投票する必要があるということになる。

それでは、我々は市民投票条例策定にあたって何を検討していくのか。具体的に自治基本条例第30条では、市民投票条例の実施は、市長が市民投票が必要であると判断した場合や市内に住所を有する市民、さらには議会から市民投票の請求があった場合に、市長が市民投票を実施する、すなわちこれは、市民が市民投票の投票権を行使するということであり、市はその結果を尊重しなければならないということである。

これを前提に第30条の第3項に決めなければならない事項が列挙され

ている。1点目は、市民投票に付することができる事項について、特に重要な事項とは何かを検討しなければならない。また、2つ目に市民投票を請求する場合の要件、具体的に何人が、どういう場合に請求できるかを検討しなければならない。3点目に投票権を有する者の資格、4点目に投票及び開票の方法である。

要するに、自治基本条例に規定されていることを踏まえて策定していかなければならないということである。

委員長

それでは、次の議題委員会の進め方について、事務局はどのように考えているか。

事務局

本委員会の目的は、条例を条文形式で策定し、答申してもらうものである。その方法としては、大きく分けて二つある。一つは、白紙の状態から議論を重ね、積み上げて条例案を策定する方法と、もう一つは、他市の例などを参考に標準的な条例案の素案を作り、それをもとに、議論を重ね、追加、修正しながらまとめていく方法がある。どの方法がよいか議論いただきたい。

委員

先ほどの三宅副委員長の説明にあったように、自治基本条例第30条第3項に規定されている市民投票の実施に関し必要な事項は4点に絞られているので、この委員会ではこのポイントに最も時間をかけるべきである。つまり、ポイントを絞って議論するべきと思う。

委員

白紙の状態から議論するということか。

委員

そうである。

委員

白紙からでは時間が足りないと思う。素案をたたきながら、川口市に沿った内容に追加、修正しながら作り上げたらよい。

委員

私も素案があった方がよい。

委員

事務局に川口市と同規模の市の条例を多く準備してもらい、それを参考に川口らしいものを作りたい。

副委員長

限られた時間の中で、白紙から作りあげる方法や素案も多くてはまとめ上げるのに非効率である。いくつか川口市と同規模の市の条例を参考に一つ素案を作り、参考にした条例を資料とすれば効率が良いのではないかと。

委員

私も一つ素案を作成してもらい、参考にいくつか他市の条例があれば分かりやすい。

委員長

一つの素案を数市の条例を参考にしながら検討していくという案がでていますが、どうか。

議論するのは、おおむね4つのポイントに絞るといった案もあったがどうか。

委員

各自が他市の条例は調べてくることでも良いのではないかと。

委員

各自が調べて次回良いと思った条例を1つ持ってくるという方法もある。

委員

各自が次回までに調べて勉強してくることはとても良いことであるが、会議の進め方としては、一つの素案をいくつかの他市の条例を参考にしながら検討していく方法が良いと思う。

委員長

それでは、検討のための柱として一つ素案を事務局に作成していただき、

他市の条例を参考に進めていく。また、委員は各自他市の条例を調べて、積極的に意見をいただくような進め方でよいか。

- 異議なし -

委員長

今後のスケジュールはどのような予定か。

事務局

今年の12月までに、全10回を予定している。

今日を含めて10月までに9回開催し、その後、パブリックコメントを実施し、12月には答申案を確定していただきたいと考えている。

具体的な開催日程は、今後、会議の最後に「次回の日程」という形で、委員間で決めていただく。

委員

今日を除くと9回ということは、2時間の会議が9回で18時間で条例を策定するということになる。それでは、時間が足りず良い条例ができないと思う。

委員

次回、素案をみてから考えればよいのではないか。

事務局

次回たたき台となる素案をお示し、それ以降はポイントとなるところの議論をいただき、それ以外の点を含め全体的な議論を2回ぐらいと考えている。

委員長

次回、行程を示すようお願いする。

それでは、次に、会議録について事務局から説明をお願いする。

事務局

会議録については、要点筆記で、発言者の名前は記載しないものとし、完成した会議録を市役所の市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開するという取扱いとしたい。

	<p>- 全員了承 -</p> <p>事務局 次回の日程について、あまり間をおかずに今月28日にお願いできれば と思っているので、ご協議いただきたい。また、場所は川口駅西口にある 西公民館を仮予約している。</p> <p>委員長 今回は2月28日(火)午後6時30分から、西公民館という説明であ ったが、都合はどうか。</p> <p>- 全員了承 -</p> <p>副委員長 3回目以降の予定は、ある程度決まっているのか。</p> <p>事務局 次回、今後のスケジュール案を示したい。</p> <p>委員長 今後の会議は、多くの委員が参加できる日程で調整したいので、都合の 悪い日程があれば事務局に伝えてほしい。</p> <p>9 閉会(午後8時22分) 委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回以降日程	次回 2月28日 午後6時30分から 西公民館